

中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種の延長について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号：業況が悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置）の規定に基づき、令和5年10月1日から令和6年6月30日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号2594）が指定業種となっておりますが、引き続き、令和6年9月30日まで延長となりました。

これにより、当工業会の中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより、下記のとおり、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となります。

記

<特例保証の内容>

① 保証限度額の別枠化

（一般保証限度額）

- ・ 普通保証 2億円以内 +
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

（別枠保証限度額）

- ・ 普通保証 2億円以内
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

② 保証料率

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごとに定められています。

<個々の中小企業会員の認定手続き>

中小企業会員がセーフティネット保証5号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けることが必要です。

※企業認定基準

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- イ. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- ロ. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

詳しくは、以下の中小企業庁HP、または、お問い合わせ先にご連絡ください。

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544(直通)

中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511(内線5271)

以上